

開発許可等の事前相談について

【あらまし】

小川町都市政策課開発建築担当

- 1 電話での予約 ⇒ 予め電話連絡（☎ 0493-72-1221 都市政策課開発建築担当）の上、来庁をお願いします。
- 2 必要書類準備 ⇒ 来庁の際には、事前に事業計画地の状況をお調べの上、必要資料を持参してください。
- 3 相談票の記入 ⇒ 所要事項を記載の上、必要書類を提出いただいてから、現地調査等を実施いたします。
- 4 回答の連絡 ⇒ おおむね1週間後になります。
窓口にお越しの上、相談票を提出いただいた順番に調査開始いたしますのでご了承ください。
- 5 電話・FAX相談 ⇒ 事実誤認や行き違いが多く、最終的な回答はできませんので、来庁での相談にご協力願います。

【必要書類等】

【必要書類等】		新 築（新規の開発許可）				用途変更・改 築・増 築			
書類等の種類		住 宅	店 舗 等	福祉施設	附属建物	分家住宅	店 舗 等	工場・倉庫	農家住宅等
1	案 内 図	○							
2	土地登記事項証明（地方法務局）	○	○	○	○	○	○	○	○
3	土地登記簿閉鎖謄本（地方法務局）	—	—	—	—	1 だけでは判断できない場合に必要			
4	建物登記事項証明（地方法務局）	—	—	—	○	○	○	○	○
5	建物登記簿閉鎖謄本（地方法務局）	—	—	—	—	3 だけでは判断できない場合に必要			
6	公図の写し（地方法務局）	○	○	○	○	○	○	○	○
7	旧公図の写し（地方法務局）	—	—	—	—	5 だけでは判断できない場合に必要			
8	道路台帳の写し（道路担当課又は管理者）	○	○	○	○	○	○	○	○
9	排水先の有無（側溝等の管理者）	○ ※概略図で結構です							
1 0	ガケの有無（高さ）・擁壁の計画								
1 1	造成の計画								
1 2	建物の配置計画								
1 3	現場全景写真	○	○	○	○	○	○	○	○
1 4	接続先道路の状況写真・有効幅員	○	○	○	○	○	○	○	○
1 5	事業（業務）資格証・免許等	—	○	○	△	—	○※必要に応じて		農家証明書
1 6	前願の開発許可通知書・適合証明書・ 建築確認通知書等	○ ※前願が存在する場合							
1 7	評価証明書等建物の建築年が分かる書面 （税務課・本人申請が必要）	—	—	—	—	○	○	○	○

※ このほかにも、追加で書類等を求めることがあります。

※ 建物の用途は、代表的なものをあげています。